

管理理容師・管理美容師指定講習事業及び クリーニング師研修等事業に関する 意見募集について

管理理容師・管理美容師指定講習事業及びクリーニング師研修等事業に関する 意見募集について

平成 22 年 10 月 27 日

厚生労働省健康局生活衛生課

理容所・美容所数の増加や施設が大型化するなか、施設の維持管理や従業者の作業に係る衛生的管理を徹底することを目的に、昭和 43 年の理容師法、美容師法の一部改正により管理理容師制度、管理美容師制度が設けられました。当該制度について本年 5 月に行われた行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分けにおいて指摘がなされたことから、管理理容師・管理美容師指定講習事業の在り方や研修内容等について検討を行うため、「管理理容師・管理美容師指定講習事業ワーキンググループ」が開催され、論点が示されました。

また、衣料素材の多様化や加工技術の複雑化、利用者ニーズの変化への対応など経営上の課題に対応するための知識及び技能の向上を目的に、昭和 63 年のクリーニング業法の一部改正によりクリーニング師等研修制度が設けられたところです。当該研修制度について本年 5 月に行われた行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分けにおいて指摘がなされたことから、クリーニング師研修等事業の在り方や研修内容等について検討を行うため、「クリーニング師研修等事業ワーキンググループ」が開催され、論点が示されました。

ついては、広く国民の皆様の意見を聞くため、各事業に関する論点に関して御意見・御提案がある方は下記に沿って当課あて御提出下さい。

なお、御意見・御提案に対する個別の回答はいたしかねますので、その旨ご了承願います。

記

1. 意見・提案提出期限

平成 22 年 11 月 3 日（水）

2. 意見・提案提出方法

以下に掲げるいずれかの方法で提出して下さい。

なお、郵送又はファクシミリの場合には、[意見・提案提出用紙]の様式により提出して下さい。

○インターネットの場合（ここをクリックして下さい）

※入力フォームの「※件名」欄に「管理理容師・管理美容師指定講習事業ワーキンググループ論点に関する意見」あるいは「クリーニング師研修等事業ワーキンググループ論点に関する意見」と記入して下さい。

○郵送の場合

送付先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

宛 先：厚生労働省健康局生活衛生課パブリックコメント担当宛て

○ファクシミリの場合

FAX 番号 : 03-3501-9554

宛 先 : 厚生労働省健康局生活衛生課パブリックコメント担当宛て

3. 提出上の注意

電話での御意見、お問い合わせにはお答えしかねますので、あらかじめ御了承願います。
また、いただいた御意見・御提案は、原則として公開されますので、その旨ご承知おき下さい。

[意見・提案提出用紙]

厚生労働省健康局生活衛生課パブリックコメント担当宛て

「管理理容師・管理美容師指定講習事業ワーキンググループ論点に関する意見」あるいは
「クリーニング師研修等事業ワーキンググループ論点に関する意見」に関する意見・提案

氏名（会社名／部署名）

住所

電話番号

意見・提案

管理理容師・管理美容師指定講習事業にかかる論点について

- 管理理容師・管理美容師に期待される役割
- 講習科目
- 講習時間
- 講師
- 講習成果の確認
- 講習の受託実施機関、受講料
- その他

(参考)

第1回管理理容師・管理美容師指定講習事業ワーキンググループの資料が下記リンク先に掲載されております。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000000ulti.html>

クリーニング師研修等事業にかかる論点について

- クリーニング師、業務従事者に期待される役割
- 研修、講習科目
- 研修、講習時間
- 講師
- 研修、講習成果の確認
- 研修、講習の実施機関、受講料
- 行政の指導監督の在り方
- その他

(参考)

第1回クリーニング師研修等事業ワーキンググループの資料が下記リンク先に掲載されております。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000000up19.html>

